

1	特別支援学級は全部で何種類？	7種類
2	特別支援学級の学級編成の標準人数は？	8人
3	特学では行うが、通常の学級にはない指導（授業）は？	自立活動の指導
4	知的障害、自閉症、学習障害、通級の対象ではないのは？	知的障害
5	通級による指導の指導時数の上限は？	週8(年間280)時間
6	特殊教育から特別支援教育への転換、いつから？	平成19年(2007年)
7	合理的配慮の提供義務を規定している法律	障害者差別解消法

特別支援学級と通常の学級の違い

	特別支援学級	通常の学級
子ども	障害がある子が在籍	障害がある子も在籍
学級編制	複数学年で編制	原則学年別
学級の児童生徒数	8人	35人（山口県）
教育課程	自立活動の指導がある 特別の教育課程編成が可能	学校教育法施行規則及び 学習指導要領による
「個別の教育支援計画」 「個別の指導計画」	全員作成	作成に努める ただし、通級による指導を 受ける児童生徒は全員作成

特別支援学級の種類

弱視	特別支援学級
難聴	特別支援学級
知的障害	特別支援学級
肢体不自由	特別支援学級
病弱・身体虚弱	特別支援学級
言語障害	特別支援学級
自閉症・情緒障害	特別支援学級

◆設置の法的根拠

学校教育法第81条

◆設置区分

学校教育法施行規則第137条

◆1学級の人数

学校教育法施行規則第136条

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律